

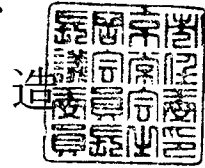
意見書案 第 1 号
令和 4 年 3 月 2 2 日

長岡京市議会議長

三 木 常 照 様

発議者 総務産業常任委員会

委員長 上 村 真



意見書の提出について

女子差別撤廃条約 選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

女子差別撤廃条約 選択議定書の速やかな批准を求める意見書 (案)

国連は、1979 (昭和54) 年「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は1985 (昭和60) 年に批准した。

さらに1999 (平成11) 年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女子差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000 (平成12) 年12月末に発効した。

女子差別撤廃委員会は2003 (平成15) 年、2009 (平成21) 年、2016 (平成29) 年ともに選択議定書の批准を奨励し、日本の批准を繰り返し求めている。

2021 (令和3) 年現在、締約国189か国のうち114か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書は女性の人権保障の国際基準として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。

女子差別撤廃条約の締約国は、第2条で「女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。

政府は、第5次男女共同参画基本計画でも「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記している。

従って長岡京市議会は、国及び政府に対し、女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）